

法律援助基金の支出に関する規則

(平成十九年三月十五日規則第百十六号)

改正 平成一九年 八月二四日

同 二二年 二月一九日

同 二二年 八月二〇日

同 二六年 二月二一日

同 二七年二月一八日

同 二九年 四月一四日

令和 元年 八月二三日

同 二年 二月二一日

同 二年十一月一八日

- 1 -

準の額は、別表第一に定めるとおりとする。ただし、実質的な援助活動があるとは認められない場合は、いずれの事業についても援助費を支出しないものとする。

2 規程第二条第三号、第五号及び第六号に掲げる事業について被援助者に現実的利益がある場合に限り支出する弁護士報酬相当分の援助費の基準の額は、別表第二に定めるとおりとする。

3 規程第二条第三号から第十号までに掲げる事業の法律相談のために支出する費用相当分及び弁護士報酬相当分の援助費の基準の額は、別表第三のとおりとする。

4 規程第二条第三号から第十号までに掲げる各法律援助に関する調査、研究、研修、広報その他の各法律援助の維持発展に必要な活動について支出する援助費の額は、理事会が承認した額とする。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月二四日改正)

1 別表※3の改正規定は、平成十九年八月二十四日から施行する。

2 別表子どもに対する法律援助の部の改正規定は、平成十九年十一月一日から施行する。

(目的)

第一条 この規則は、法律援助事業に関する規程(以下「規程」という。)第十一条に基づき、法律援助基金の支出の額その他の事項を定める。

(援助金の支出)

第二条 規程第二条第三号から第十号までに掲げる事業のために支出する費用相当分及び弁護士報酬相当分の援助費(次項から第四項までに規定するものを除く。)の基

- 2 -

附 則（平成二十二年二月一九日改正）

1 第二条及び別表の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 前項の改正規定は、平成二十二年四月一日以降の援助事業利用申込みに適し、同日前に受理した援助事業利用申込みについては、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年八月二〇日改正）

別表一の改正規定は、平成二十二年八月二十日から施行し、同年四月一日から適用する。

附 則（平成二六年二月二一日改正）

第二条及び別表第一から別表第三までの改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年一月一八日改正）

1 別表第一及び別表第三の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 改正後の別表第一及び別表第三の規定は、平成二十八年四月一日以降の援助事業利用申込みから適用し、同日前に受理した援助事業利用申込み及び同日前に第二条第三項の規定により実施された法律相談については、なお従前の例による。

附 則（平成二九年四月一四日改正）

- 3 -

1 別表第一から別表第三までの改正規定は、平成二十九年七月一日から施行する。

2 別表第一から別表第三までの改正規定は、平成二十九年七月一日以後の援助事業利用申込みから適用し、同日前に受理した援助事業利用申込み及び同日前に第二条第三項の規定により実施された法律相談については、なお従前の例による。

附 則（令和元年八月二三日改正）

別表第一から別表第三までの改正規定は、令和元年十月一日から施行する。

附 則（令和二年二月二一日改正）

第二条第一項、第三項及び第四項並びに別表第一及び別表第三の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年一月一八日改正）

別表第一備考第二項及び別表第三の改正規定は、令和三年一月一日から施行する。

- 4 -

別表第1（第2条関係）

事業区分	援助内容	費用相当分		弁護士報酬相当分		
		基準額 (消費税込み)	備考 (全て金額は消費税込み。実費（通訳・翻訳費用及び貼付印紙代を含む。以下同じ。）相当分として、以下の条件で加算する。)	基準額 (消費税込み)	備考 (全て金額は消費税込み。以下のとおり増減を行うことができる。)	
犯罪被害者に対する法律援助	継続相談、被害届提出、告訴・告発、事情聴取同行、検察審査会申立て、法廷傍聴付添、証人尋問の援助等、刑事記録閲覧謄写、加害者側との対話、刑事手続における和解の交渉（示談交渉を含む。）、犯罪被害者等給付金の申請、報道機関への対応・折衝、ストーカー事件における申告、加害者との折衝等その他DV事件又はストーカー事件でのシェルターへの保護等犯罪被害者支援のために必要な活動	5,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳・謄写を必要とする場合は100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合であって当該専門家に支払うべき実費が発生するときは、100,000円を上限に別途加算する。 ④関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が家族であるため1件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、増減することができる。	132,000円 ただし、起訴後に申込みがあり、国選又は私選の被害者参加弁護士が付けられた案件は、66,000円	①特段の事由により援助の対象となる受任弁護士が2人の場合は264,000円とし、3人以上の場合は396,000円とする。 ②関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が家族であるため1件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、増減することができる。 ※現実的利益のある場合は、現実的利益がある場合の基準による。	
難民認定に関する法律援助	イ 難民認定申請手続（審査請求手続、仮滞在その他付随する手続を含む。）	第一次申請手続	20,000円 ただし、通訳を要しないときは、5,000円	①200,000円を上限とする。 ②関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が家族であるため1件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、増減することができる。	110,000円	①特段の事由により援助の対象となる受任弁護士が2人の場合は220,000円とし、3人以上の場合は330,000円とすることができる。 ②同一事件につき、第一次申請手続に引き続き審査請求手続を受任する場合は、55,000円とする。
		審査請求手続	20,000円 ただし、通訳を要しないときは、5,000円	①200,000円を上限とする。 ②関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が家族であるため1件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、増減することができる。	110,000円	③関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が家族であるため1件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、増減することができる。
	ロ 難民該当性に関する訴訟手続（難民不認定取消し等及び退去強制令書取消し等請求訴訟等）	30,000円	①200,000円を上限とする。 ②関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が家族であるため1件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、増減することができる。	220,000円	①特段の事由により援助の対象となる受任弁護士が2人の場合は440,000円とし、3人以上の場合は660,000円とすることができる。 ②関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が家族であるため1件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、増減することができる。	
外国人に対する法律援助	イ 訴訟以外の手続援助	20,000円 ただし、通訳を要しないときは、5,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合は200,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合であって当該専門家に支払うべき実費が発生するときは、100,000円を上限に別途加算する。 ④関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が家族であるため1件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、増減することができる。	110,000円	①関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が家族であるため1件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、増減することができる。 ②特段の事由により援助の対象となる受任弁護士が2人の場合は220,000円とし、3人以上の場合は330,000円とする。この場合において、①の事情があるときは、①を準用する。	
	ロ 訴訟援助	20,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合は200,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作	165,000円	①関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が家族であるため1件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、増減する	

			成する場合であって当該専門家に支払うべき実費が発生するときは、100,000円を上限に別途加算する。 ④関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が家族であるため1件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、増減することができる。		ことができる。 ②特段の事由により援助の対象となる受任弁護士が2人の場合は330,000円とし、3人以上の場合は495,000円とする。この場合において、①の事情があるときは、①を準用する。 ※現実的利益のある場合は、現実的利益がある場合の基準による。
子どもに対する法律援助	イ① 訴訟以外の手続援助 (イ②を除く。)	5,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合は100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合であって当該専門家に支払うべき実費が発生するときは、100,000円を上限に別途加算する。 ④関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が兄弟姉妹であるため1件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、増減することができる。	110,000円	①関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が兄弟姉妹であるため1件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、増減することができる。 ②特段の事由により援助の対象となる受任弁護士が2人の場合は220,000円とし、3人以上の場合は330,000円とする。この場合において、①の事情があるときは、①を準用する。
	イ② 少年法第6条の2第1項の調査に関する付添人活動	5,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合は100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合であって当該専門家に支払うべき実費が発生するときは、100,000円を上限に別途加算する。 ④関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が兄弟姉妹であるため1件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、増減することができる。	66,000円	①関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が兄弟姉妹であるため1件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、増減することができる。 ②特段の事由により援助の対象となる受任弁護士が2人の場合は132,000円とし、3人以上の場合は198,000円とする。この場合において、①の事情があるときは、①を準用する。
	ロ 訴訟援助 (ハを除く。)	20,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合は100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合であって当該専門家に支払うべき実費が発生するときは、100,000円を上限に別途加算する。 ④関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が兄弟姉妹であるため1件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、増減することができる。	165,000円	①関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が兄弟姉妹であるため1件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、増減することができる。 ②特段の事由により援助の対象となる受任弁護士が2人の場合は330,000円とし、3人以上の場合は495,000円とする。この場合において、①の事情があるときは、①を準用する。 ※現実的利益のある場合は、現実的利益がある場合の基準による。
	ハ 子どもの手続代理人	20,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合は、100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合であって当該専門家に支払うべき実費が発生するときは、100,000円を上限に別途加算する。 ④関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が兄弟姉妹であるため1件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、増減することができる。	220,000円 当事者参加申出 (家事事件手続法第41条第1項、第258条第1項)、利害関係参加申出 (家事事件手続法第42条第1項、第258条第1項)、利害関係参加許可申立て (家事事件手続法第42条第2項、第258条第1項)及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(以下「ハーグ条約実施法」という。)	①関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が兄弟姉妹であるため1件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、増減することができる。 ②特段の事由により援助の対象となる受任弁護士が2人の場合は440,000円とし、3人以上の場合は660,000円とする。この場合において、①の事情があるときは、①を準用する。 ※現実的利益のある場合は、現実的利益がある場合の基準による。

				に基づく子の返還申立事件の手続への参加申出（ハーグ条約実施法第48条第1項）が却下された場合は、110,000円	
精神障害者喪失者対等医療法観察法司法及び援助	行政手続の代理等（審判を含む。）	5,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合は100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合であって当該専門家に支払うべき実費が発生するときは、100,000円を上限に別途加算する。 ④関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が家族であるため1件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、増減することができる。	110,000円	①関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が家族であるため1件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、増減することができる。 ②特段の事由により援助の対象となる受任弁護士が2人の場合は220,000円とし、3人以上の場合は330,000円とする。この場合において、①の事情があるときは、①を準用する。
高齢者・障害者又はホームレスに対する法律援助	イ 生活保護申請等	5,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合は100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合であって当該専門家に支払うべき実費が発生するときは、100,000円を上限に別途加算する。 ④関連事件に引き続き受任する場合その他特別の事情がある場合は、減額することができる。	55,000円	関連事件に引き続き受任する場合その他特別の事情がある場合は、減額することができる。
	ロ 生活保護申請に係る審査請求等	5,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合は100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合であって当該専門家に支払うべき実費が発生するときは、100,000円を上限に別途加算する。 ④関連事件に引き続き受任する場合その他特別の事情がある場合は、減額することができる。	110,000円	関連事件に引き続き受任する場合その他特別の事情がある場合は、減額することができる。

- 備考
- 1 通訳人の基準は、法律相談における通訳費用と同様とする。
 - 2 翻訳費用は、A4サイズ1枚当たり4,950円（消費税込み）とする。

別表第2 現実的利益がある場合の報酬相当分の基準 (第2条関係)

事業区分	援助内容	弁護士報酬相当分	
		基準額 (消費税込み)	備考
(現実的 外国人 の利益 ・子 がど もある 場合 の報 酬)	和解、訴訟等	<p>①被援助者が現実に入手した金額が1,000万円以下であるときは、当該金額の13.2%とする。</p> <p>②被援助者が現実に入手した金額が1,000万円を超え、3,000万円以下であるときは、1,000万円を超える部分の8.8%に当たる金額を①により算出される金額に加算する。</p> <p>③被援助者が現実に入手した金額が3,000万円を超え、5,000万円以下であるときは、3,000万円を超える部分の6.6%に当たる金額を①及び②により算出される金額に加算する。</p> <p>④被援助者が現実に入手した金額が5,000万円を超えるときは、5,000万円を超える部分の5.5%に当たる金額を①から③までにより算出される金額に加算する。</p>	
(現実 犯罪的 被害者 がある 場合 の報 酬)	<p>継続相談、被害届提出、告訴・告発、事情聴取同行、検察審査会申立て、法廷傍聴付添、証人尋問の援助等、刑事記録閲覧謄写、加害者側との対話、刑事手続における和解の交渉(示談交渉を含む。)、犯罪被害者等給付金の申請、報道機関への対応・折衝、ストーカー事件における申告、加害者との折衝等その他DV事件又はストーカー事件でのシェルターへの保護等犯罪被害者支援のために必要な活動</p>	<p>①被援助者が現実に入手した金額が1,000万円以下であるときは、当該金額の13.2%とする。</p> <p>②被援助者が現実に入手した金額が1,000万円を超え、3,000万円以下であるときは、1,000万円を超える部分の8.8%に当たる金額を①により算出される金額に加算する。</p> <p>③被援助者が現実に入手した金額が3,000万円を超え、5,000万円以下であるときは、3,000万円を超える部分の6.6%に当たる金額を①及び②により算出される金額に加算する。</p> <p>④被援助者が現実に入手した金額が5,000万円を超えるときは、5,000万円を超える部分の5.5%に当たる金額を①から③までにより算出される金額に加算する。</p>	<p>刑事手続における和解の交渉(刑事手続に付随する示談交渉を含む。)において、被援助者が現実的に財産的利益(犯罪被害者等給付金を除く。)を得た場合とする。</p>

別表第3 法律相談の支出基準（第2条関係）

事業区分	援助内容	費用相当分		弁護士報酬相当分	
		基準額 (消費税込み)	備考(全て金額は消費税込み。実費相当分として、以下の条件で加算する。)	基準額 (消費税込み)	備考(全て金額は消費税込み。以下の条件で加算する。)
各事業における法律相談（難民認定に関する法律相談を除く。）	法律相談	11,000円	①通訳費用として最初の1時間まで。延長10分ごとに1,100円を加算する。 ②通訳人の移動時間、待機時間等は支払対象外とし、1回当たりの上限額は27,500円とする。 ③通訳人の出張が必要な場合（弁護士の法律事務所と当該弁護士所属の弁護士会の会館以外の収容施設における法律相談を実施する場合は、5,500円を加算する。ただし、5,501円以上の交通費が必要なときは、11,000円を加算する。	5,500円	①最初の30分まで。 ②30分を超えた場合は、5,500円を加算する。1回当たりの上限額は、11,000円とする。 ③弁護士が各事業における法律相談を初めて担当する場合等であって、経験のある弁護士と共に法律相談を実施したときに限り、2人分の報酬を支出することができる。 ④出張して法律相談を実施する場合（当該弁護士の法律事務所、当該弁護士所属の弁護士会の会館・会員控室等、当該弁護士所属の弁護士会の法律相談センターその他常設・臨時設置の法律相談会場、当該弁護士所属の弁護士会の管轄地域内に所在する日本司法支援センターの事務所その他これに準ずる場所へ出張する場合を除く。）は、当該弁護士の法律事務所から法律相談を実施する場所までの移動時間に応じ、次のとおり加算する。なお、1日に同一の市区町村で複数件の法律相談を実施した場合は、1件分のみ加算する。 片道30分以上60分未満 5,500円 片道60分以上90分未満 11,000円 片道90分以上120分未満 16,500円 片道120分以上 22,000円 ⑤④の法律相談を実施する場所まで出張したが、やむを得ない理由により法律相談を実施できなかった場合は、費用相当分のみ支払うことができる。
難民認定に関する法律相談	法律相談	11,000円	①通訳費用として最初の1時間まで。延長10分ごとに1,100円を加算する。 ②通訳人の移動時間、待機時間等は支払対象外とし、1回当たりの上限額は27,500円とする。 ③通訳人の出張が必要な場合（弁護士の法律事務所と当該弁護士所属の弁護士会の会館以外の収容施設における法律相談を実施する場合は、5,500円を加算する。ただし、5,501円以上の交通費が必要なときは、11,000円を加算する。	5,500円	①最初の30分まで。 ②30分を超えた場合は、5,500円を加算する。1回当たりの上限額は、11,000円とする。 ③弁護士がこの事業における法律相談を初めて担当する場合等であって、経験のある弁護士と共に法律相談を実施したときに限り、2人分の報酬を支出することができる。 ④入管収容施設、空港・海港施設、刑務所・拘留所・留置施設・少年院・少年鑑別所、児童福祉施設その他の収容場所へ出張して法律相談を実施する場合（当該弁護士の法律事務所、当該弁護士所属の弁護士会の会館・会員控室等、当該弁護士所属の弁護士会の法律相談センターその他常設・臨時設置の法律相談会場、当該弁護士所属の弁護士会の管轄地域内に所在する日本司法支援センターの事務所その他これに準ずる場所へ出張する場合を除く。）は、当該弁護士の法律事務所から法律相談を実施する場所までの移動時間に応じ、次のとおり加算する。なお、1日に同一の市区町村で複数件の法律相談を実施した場合は、1件分のみ加算する。 片道30分以上60分未満 5,500円 片道60分以上90分未満 11,000円 片道90分以上120分未満 16,500円 片道120分以上 22,000円 ⑤④の法律相談を実施する場所まで出張したが、やむを得ない理由により法律相談を実施できなかった場合は、費用相当分のみ支払うことができる。